

平成27年8月13日

東京都知事 殿

特定非営利活動法人東京養育家庭の会
理事長 青葉 紘宇

平成28年度養育家庭制度への要望について

平素、養育家庭へのお心遣い、ご指導に対しお礼申し上げます。

私たち里親は、社会貢献をしたい、子育てに参加したいという思いを持って里親登録しております。近年、養育家庭の登録率は少しずつ増えていますが、委託家庭数は伸び悩んでいる状況です。一方、未委託の家庭が増えており、登録した里親は1日も早く子供を受託し、社会的養護の担い手となることを願っているところです。

東京都は2020年を目標に先進自治体を目指すことを公表しており、次代を担う子供の施策として「東京都子供・子育て支援総合計画」や「東京都社会的養護推進計画」及び「東京都児童福祉審議会答申」が示されたところです。私どもは、家庭養護の施策を推進することは社会的養護全体の質の変革を意味すると考えております。社会的養育を必要とする子供たちが、健やかに成長し自立した社会人となるため、里親開拓をはじめ里親支援・委託促進等里親制度の拡充が望まれるところです。

しかし、内容を見ますと家庭養護の推進に関しては具体的施策に乏しく、今後はその施策を作り上げることが求められていると考えます。私どもも東京都をはじめ様々な方々と連携して、施策の構築に力を注いで参りたいと考えております。

平成28年度養育家庭制度への要望

1、養育家庭の状況から

○児童相談所への要望

- (1) 里親担当児童相談所・子供担当児童相談所の機能を明確にしてください。
- (2) 委託児を里親が内科等、普通の病院通院同様、小児精神科・カウンセリングを受診できるようにしてください。
- (3) 各児童相談所の対応を標準化してください。
 - ① 児童相談所が年度初めに行う学校への説明に、希望する里親を同席させてください。
 - ② 一時保護委託が増加しています。バギー・おぶい紐等児童相談所に保管し貸与できるようにしてください。
 - ③ 家庭訪問を土・日も実施してください

○東京都への要望

- (1) 施設に里親専門相談員が配置され2年が経過しましたが、制約が多く十分な活用がされていません。里親の相談にのり、里子への支援が行えるようにしてください。
- (2) マッチングに要する里親の負担は多大なものがあります。マッチングの見極めを適時行い、里親の負担を軽減してください。マッチング時の経費を補填してください。
- (3) 乳幼児は特に1対1の関係の中で愛着関係や社会性が育っていくと考えられていることから、乳幼児の委託を促進してください。
- (4) 乳幼児の養育に関しては困難が多いことから、一時保育の利用をはじめ子育て機関の利用等サービスの促進を図ってください。
- (5) 幼稚園の延長保育費用を以前のように負担してください。無認可保育園の費用負担もしてください。
- (6) フレンドホームから養育家庭への移行を促進してください。フレンドホームは子供の状況や養育にも慣れ、施設との関係も良好なことから有効な手段と考ええます。
- (7) 措置解除に至った場合のトラブルが見られ、里親子とも心に痛みを残し制度から去っていく里親があります。「社会的養護」を押し進め、里親養育を促進していくためにも社会資源の損失となります。東京都・児童相談所は措置解除に至る経過の説明・里親の心のケアにも心を砕いてください。
- (8) レスパイトは事前の届け出に時間がかかり、緊急時には間に合わない場合があります。手続きを簡素化してください。レスパイト先の拡大を検討しています。また、養育困難な問題を起こした場合に里親支援専門相談員の設置された児童養護施設の一時保護機能を活用できるようにしてください。

- (9) 現在のレスパイトは、東京都では1家庭に7日間ですが、国では規定がありません。レスパイトの日数を増やしてください。また、複数委託の家庭もあることから委託児1人に対する日数にしてください。
- (10) 養育家庭への一時保護委託児にも賠償保険を適応してください。
- (11) 「里親のしおり」を早め(6月頃には)配布してください。

2、子供の生活の質を高めるために

- (1) 小・中学生の地域クラブ参加促進費を増額してください。
- (2) 高校生(特に私立高校・サポート校)については経費が不足しています。増額してください。
- (3) 高校生の定期代を実費負担してください。
- (4) 交通運賃割引制度の里子への適用を国に要請しますので、東京都からも国に要望してください。
- (5) 保険外診療費(医療的矯正歯科・差額ベット)を公費で保証してください。

3、高校卒業後の課題として

- (1) 措置解除から22歳くらいまでは、家族の支援のない生活には厳しいものがあります。健康保険・住宅費・学費援助・相談等の支援を整備してください。
- (2) 大学等へ進学した場合、住宅費のウエイトが高いため、里親宅に場を求める場合が多くあります。厚労省通知にあるように措置延長をルール化してください。
- (3) 住宅賃貸契約に関して、里親が契約者になることが不動産屋から求められません。東社協の保障制度を活用できるようルールを改正してください。
- (4) アフターケア経費の支給に関する確認書類の簡素化を図ってください。

4、その他

- (1) 委託等推進会議に参加する里親を2名増やしてください。
- (2) 平成13年までは里親子に関して「年次報告書」が出されています。「年次報告書」を作成、公表してください。
- (3) 区市町村要養護児童対策協議会など地域の会議に里親も参加できるように、すべての区市町村に働きかけてください。
- (4) 里親子の関係が不調になり、変更する例が毎年発生しています。現状を明らかにしてください。